

2018姫路セントラルパーク ジムカーナシリーズ

シリーズ規則

第1章 総 則

本シリーズは、一般社団法人日本自動車連盟（J A F）公認のもと、F I A国際モータースポーツ競技規則およびその付則に準拠した日本自動車連盟（J A F）の国内競技規則とその付則、本シリーズ規則ならびに各競技会特別規則に従って開催される。

- 第1条 競技会の名称および格式
各競技会の特別規則書に記載。
- 第2条 競技種目
4輪自動車によるジムカーナ競技
- 第3条 オーガナイザー
※オムニバスクラブ オブ カンサイ（略称：O C C K）
〒563-0017 大阪府池田市伏尾台2-9-2-5-506 TEL090-8880-4933 FAX072-753-7560
※関西スポーツカークラブ（略称：K S C C）
〒577-0827 東大阪市衣摺5-1-9 TEL06-6327-6522 FAX06-6729-2210
- 第4条 大会役員
各競技会の特別規則書に記載。

第2章 開 催

- 第5条 開催日およびオーガナイザー
第1戦： 3月11日 関西スポーツカークラブ
第2戦： 4月15日 オムニバスクラブ オブ カンサイ
第3戦： 9月 9日 関西スポーツカークラブ
第4戦： 10月14日 関西スポーツカークラブ
最終戦： 11月18日 関西スポーツカークラブ
- 第6条 開催場所
名 称：姫路セントラルパーク第5駐車場
所在地：姫路市豊富町神谷1436-1 TEL 079-264-1611
- 第7条 タイムテーブル
各競技会の特別規則書に記載。
- 第8条 公式通知
本規則に記載されていない競技運営上の細則および参加者に対する指示事項は公式通知にて示す。

第3章 参 加

- 第9条 参加資格
9-1 参加を認められる者は、有効な自動車運転免許証とJ A F発給の2018年競技運転者許可証の所持者でなければならない。
9-2 競技運転者が20歳未満の場合は、その親権者の署名、捺印を必要とする。
- 第10条 参加台数
全クラスを通じ原則として100台までとする。
- 第11条 参加料
¥11,000（昼食代、車両通行料¥1,000を含む）
- 第12条 参加受付
12-1 参加受付期間
開催日の20日前より10日前迄（消印有効）とする。
12-2 参加申込方法
原則として現金書留による郵送とする。ただし、電話・F A Xによる参加申込は受け付けない。
12-3 参加申込時の提出物
1) 参加申込書
2) 誓約書（20歳未満の競技運転者については親権者の署名、捺印が必要）
3) 車両改造申告書（参加車両名は15文字以内とし、必ず車両名〔型式ではなく通称名〕を入れること。例：ヴィッツ・インテグラ・インプレッサなど）
4) 参加料
12-4 参加制限
1) 競技運転者は1つの競技会に1つのクラスのみ参加できる。
2) 同一車両による重複参加は同一クラスに限り3名まで認められる。
- 第13条 参加受理
13-1 参加申込締切後5日以内に参加申込者に対して参加の受理または拒否を通知する。
13-2 正式参加受理後はいかなる場合であっても参加料は返還されない。
- 第14条 参加拒否
オーガナイザーは理由を明示することなく参加を拒否する権限を有する。この場合、事務手数料¥1,000を差し引いて参加料を返金する。

第4章 参加車両

第15条 参加車両および競技クラス区分

道路運送車両の保安基準に適合し、2018年JAF国内競技車両規則第3編スピード車両規定に適合した自動車登録番号標（車両番号標）を有し運行の用に供することができる（自動車検査証の有効期間内）車両とする。

15-1 競技クラス区分

B1：2輪駆動および気筒容積1600cc以下の4輪駆動の「スピードB車両」で本規則第15条-3に適合した車両

B2：気筒容積1600ccを超える4輪駆動の「スピードB車両」で本規則第15条-3に適合した車両

RTA：気筒容積を制限しないオートマチックトランスミッションを搭載した「スピードB車両」で本規則第15条-4に適合した車両

RT1：気筒容積1500cc以下の前輪駆動もしくは4輪駆動、および軽自動車の「スピードB車両」で本規則第15条-4に適合した車両

RT2：気筒容積1500ccを超える前輪駆動の「スピードB車両」で本規則第15条-4に適合した車両

RT3：気筒容積を制限しない後輪駆動の「スピードB車両」で本規則第15条-4に適合した車両

RT4：気筒容積を制限しない4輪駆動の「スピードB車両」で本規則第15条-4に適合した車両

※過給装置付き車両：元の気筒容積に係数1.7を乗じた気筒容積のクラスとする。

15-2 各クラスの参加受理台数が3台に満たない場合はそのクラスを不成立とする。

15-3 Bクラス車両補足規定

2018年JAF国内競技車両規則第3編第7章スピードB車両規定に準じた車両とし、なおかつ次の事項に適合していなければならない。

1) 車体寸法

車体寸法は、全高を除き当初の数値を変更してはならない。ただし、構造変更申請が不要な車幅の変更は認められる。

2) タイヤおよびホイール

① タイヤは公道走行の許される一般市販タイヤとし、競技専用タイヤは使用しないこと。

② タイヤおよびホイールはいかなる場合も他の部分と接触しないこと。（ステアリングホイールを右または左に最大に操作した場合であっても、タイヤおよびホイールは、他の部分と接触しないこと。）

③ タイヤおよびホイールはフェンダーからはみ出さないこと。

④ タイヤは加工しないこと。

⑤ タイヤのウォームアップ、クールダウン、溶剤塗布等は行わないこと。

⑥ スパイクタイヤの使用は禁止する。

⑦ 部分的であっても、全体的であっても複合素材から成るホイールは禁止される。

⑧ ホイールはスチール製、またはJWLマークのある軽合金製（アルミ合金製、マグネシウム合金製を含む）とする。ホイールナットの材質および形状の変更は許される。

⑨ ホイールスペーサーの使用は許されない。

ホイールの間隔保持のための部材を溶接すること、およびアクスルハブに間隔保持のための部材を取付けることは許されない。

⑩ 走行中に外れる恐れのあるホイールキャップ（センターキャップを含む）は取外さなくてはならない。

15-4 RTクラス車両補足規定

本規則第15条-3に適合した車両として下記のタイヤの使用を禁止する。

オーツタイヤ：AZENIS RS-V04、RS-VII

トヨータイヤ：TRAMPPIO R888、R881、08R

PROXES R888、R888R

ダンロップ：FORMULA-R D93J、D98J、D01J

DIREZZA 02G、03G

ブリヂストン：POTENZA RE520S、RE540S、RE55S、RE11S

ヨコハマゴム：ADVAN A038、A048、A049、A032R、A021R、A050

ハンコック：VENTUS TD Z211 Z221

本規則書発行後においても上記のタイヤと同等の性能を有するもの、またラリータイヤ、上記以外のメーカーのタイヤについても使用を禁止する場合がある。その場合には各競技会の特別規則書または公式通知によって指定される。

第16条 ゼッケン（競技番号）

16-1 参加車両はオーガナイザーより支給されたゼッケンを所定の位置に貼ること。

16-2 重複エントリーは若いゼッケンを前に貼ること。

第17条 ドライバー変更および車両変更

17-1 ドライバー変更は認められない。

17-2 車両変更

1) 参加申込正式受理後の車両変更は、参加車両に故障、破損等やむを得ない事情がある場合のみとし、大会事務局に申し出、競技会審査委員会の承認を得ること。

2) 車両変更は同一部門、同一クラスであること。

3) 車両変更申請は競技会の参加確認受付終了までとする。

第18条 車両検査

18-1 参加車両は定められた時間内に公式車両検査を受けなければならない。公式車両検査を受けない車両、または不相当と判断された車両は出走できない。

18-2 技術委員長は安全性および改造等について不相当と判断した箇所の修正を命じることができる。修正を命じられた車両は修正後再度車両検査を受けなければならない。

18-3 競技運転者が競技参加中に携行もしくは着用しなければならないもの、および車両検査の際に技術委員より点検を受けるものは次の通りである。

- 1) 競技運転者許可証（健康管理カードを含む）および自動車運転免許証、車両検査証。
 - 2) ヘルメット（2018年JAF国内競技車両規則第4編付則「スピード行事競技用ヘルメットに関する指導要綱」に適合したものを着用すること）
 - 3) レーシングスーツまたは長袖・長ズボン・運転に適した靴を着用すること。
 - 4) レーシンググローブまたは穴なしの指先から手首まで覆う手袋。
- 18-4 参加者および競技運転者は、車両の主要諸元を証明するための当該自動車製造者発行のカタログ、パンフレット等（新車解説書、整備解説書等を含む）を常に携帯することが義務づけられる。
- 18-5 公式車両検査終了後から正式結果発表までの間を車両保管とし、技術委員長の承認を得ず改造および修正を行った場合は失格とする。
- 18-6 公式車両検査後、参加車両が競技中のトラブルなどにより改造、補修を行う場合は技術委員長に申告し再車両検査を受けなければならない。
- 18-7 競技終了後、上位入賞車両について再車両検査を行う場合は必ず受けなければならない。その場合分解、組付けに必要な工具、部品、費用等はすべて参加者および競技運転者の負担とする。
- 18-8 再車両検査および技術委員長が行う随時の車両検査を拒否または受けなかった場合は失格とする。

第5章 競 技

第19条 ドライバースブリーフィング

競技運転者は必ずドライバースブリーフィングに出席しなければならない。

第20条 コース確認

競技運転者による歩行または走行とする。

第21条 競技方法

- 21-1 スタートは原則としてゼッケンの若い者順にランニングスタートとし、定められたコースの走行タイムによって順位を決定する。
- 21-2 スタート合図は、国旗またはクラブ旗にて行う。
- 21-3 競技は競技車両に対し、チェッカー旗が振られて終了とする。

第22条 計時および順位決定

- 22-1 計測は競技車両が最初のコントロールラインを横切ったと同時に開始され最終のコントロールラインを横切ったと同時に終了する。
- 22-2 計測は自動計測装置を使用し1/1000秒まで計測し、その計測結果を成績とする。
- 22-3 計測にストップウォッチを用いる場合は2個以上で少なくとも1/100秒まで計測し、その平均タイムを成績とする。
- 22-4 競技は原則として2ヒート行い、その内の良好なタイムを採用し最終の順位とする。ただし、同タイムの者が複数の場合は、下記により決定する。
 - 1) セカンドタイムの良好な順。
 - 2) 排気量の小さい順。
 - 3) 競技会審査委員会の決定による。
- 22-5 各競技会において順位決定の方法を変更する場合がある。その場合は特別規則書に明示される。

第23条 信号合図

競技中、コース委員により表示される信号合図は、JAF国内競技規則付則スピード行事における旗信号に関する指導要綱に基く。

- | | | | |
|-------------|--------------|----------|------------------|
| * 国旗またはクラブ旗 | スタート | * 黄旗 | パイロン移動、転倒 |
| * 黒旗 | ミスコース | * 赤旗 | 競技中断、直ちに停止 |
| * 緑旗 | コースクリア | * チェッカー旗 | 競技終了 |

第24条 ペナルティー

- 24-1 スタート指示に従わない場合は当該ヒートの出走の権利を失うものとする。
- 24-2 スタート合図後速やかにスタートしない場合は走行タイムに5秒を加算する。
- 24-3 コース上の指定パイロンの移動または転倒に対するペナルティーは下記の通りとする。
 - 1) パイロン位置決め用のマーキング内の移動 … 1回につき走行タイムに2秒を加算する。
 - 2) パイロン位置決め用のマーキングより外れた移動または転倒 … 1回につき走行タイムに5秒を加算する。
- 24-4 ミスコースと判定された場合は、当該ヒートを無効とする。
- 24-5 走行中に他の援助（オフィシャルを含む）を得た場合は、当該ヒートを無効とする。
- 24-6 走行車両の接触などを原因としてコントロールラインに設置された自動計測装置による計測が不能となった場合は、当該ヒートを無効とする。
- 24-7 スタート後3分以内にフィニッシュラインを通過しない車両は、当該ヒートを無効とする。

第25条 罰 則

次の行為を行った場合、競技会審査委員会の決定により参加者および競技運転者に罰則が適用される。

- 25-1 競技役員の指示に従わなかった場合。
- 25-2 不正行為を行った場合。

第26条 審判員の判定事項

JAF国内競技規則10-20に基づく審判員の判定事項は、本規則第24条とする。

第6章 抗 議

第27条 抗 議

- 27-1 参加者および競技運転者は自分が不当に処遇されていると判断するとき、これに対する抗議する権利を有する。ただし、本規則に規定された参加拒否、計時結果、審判員の判定に対する抗議は受け付けない。
- 27-2 抗議を行う場合は抗議の理由を示す文書に署名の上（宛先は競技会審査委員会）、JAF国内競技規則付則に規定された抗議料を添えて競技長に提出しなければならない。
- 27-3 抗議による車両の分解、検査に要した費用は、その抗議が正当と裁定された場合は抗議対象者、不当と裁定された場合は抗議提出者が負担しなければならない。この車両分解等に要した費用は、技術委員長が算定するものとする。
- 27-4 抗議が正当と裁定された場合、および競技会審査委員会が返金を決定した場合は抗議料は返金される。

第28条 抗議の制限時間

- 1) 技術委員長の決定に関する抗議は、決定直後に提出しなければならない。
- 2) 競技結果に関する抗議は、暫定結果発表後30分以内に提出しなければならない。

第7章 賞 典

第29条 各競技会における賞典

- 29-1 各クラス 1～3位
- 29-2 参加受理台数により賞典の制限または追加する場合がある。

第30条 シリーズポイントおよび表彰

- 30-1 各競技会の各クラスごとに、1位…10点、2位…7点、3位…5点、4位…3点、5位…2点、6位…1点がシリーズポイントとして与えられる。
- 30-2 シリーズは全5戦の内3戦で成立する。
- 30-3 シリーズ表彰は各クラス1位～3位としトロフィーを授与する。ただし各競技会の参加台数により賞典を制限する場合がある。
- 30-4 複数の競技運転者が同一得点を得た場合は、下記に従い順位を決定する。
 - 1) 入賞回数の多い順に順位を決定する。
 - 2) 上記1)の回数も同一の場合、高得点を得た回数が多い順に順位を決定する。
 - 3) 上記2)によっても順位の設定ができない場合は同順位とする。ただし下位の者の順位は繰り上げない。

第8章 損害の補償

第31条 損害の補償

- 31-1 参加者および競技運転者は、参加車両が万一事故を起こした場合は、事故に起因する全ての賠償責任を負い、対人、対物の責任負担は参加者および競技運転者各自が負わなくてはならない。
- 31-2 参加者および競技運転者は、JAFならびにオーガナイザー、大会役員ならびに競技役員がいかなる場合においても一切の損害賠償の責任を免除されていることを了承していなければならない。

第9章 競技会の成立、延期、中止または短縮

第32条 競技会の成立、延期、中止または短縮

- 32-1 保安上、または不可抗力のため競技会の実施あるいは続行が困難になった場合、競技会審査委員会の決定により競技の成立、延期、中止、短縮を行う場合がある。
- 32-2 競技は第1ヒートが終了した時点で成立する。

第10章 参加者および競技運転者の遵守事項

第33条 安全上の義務付け

- 33-1 オープンカーは乗員保護のために4点式以上のスチール材のロールバーを装着すること。また、フルフェイスタイプのヘルメットを使用しバイザーは全閉状態で走行すること。
- 33-2 走行中は運転席側の窓、サンルーフ、および幌を付けている場合は確実に全閉すること。またシートベルトの装着、グローブの着用を守りヘルメットのアゴ紐を確実に締めていること。

第34条 競技運転者の遵守事項

以下の事項について参加者および競技運転者は遵守しなければならない。これに違反した場合は罰則を課す場合がある。

- 34-1 全ての参加者およびチーム関係者は、明朗かつ公正に行動し、暴言を慎みスポーツマンシップに則ったマナーを保たなければならない。
- 34-2 参加関係者が競技開始前に競技会場もしくは会場周辺において、試運転や暴走行為および迷惑行為を行った場合は出走を拒否し、参加料は返金しない。また終了後に行った場合にも次回の参加を拒否する。
- 34-3 パドック内は全て10km/h以下で走行し、ブレーキテストは厳禁とする。
- 34-4 参加受付時より競技終了時までの間、いかなる理由があっても競技長の承認がない限りパドックから車両を持出しすることは厳禁とする。

第11章 本規則の解釈

第35条 罰則の適用

本規則に関する罰則および本規則に定められていない罰則の選択については、競技会審査委員会が決定する。

第36条 本規則の解釈

本規則、各競技会特別規則、および競技に関する諸規則（公式通知を含む）の解釈に疑義が生じた場合は、競技会審査委員会が決定する。

第37条 本規則に記載されていない事項

- 37-1 本規則に記載されていない事項についてはJAF国内競技規則とその付則、FIA国際モータースポーツ規則とその付則に準拠する。
- 37-2 本規則書発行後JAFにおいて決定された事項は、すべての規則に優先する。